

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立産業会館及び中央区立東日本橋住宅大規模改修工事(建築・外壁改修その他追加工事)
2 施 行 場 所	中央区東日本橋二丁目22番4号、7号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	中央区立産業会館及び中央区立東日本橋住宅における外壁磁器タイルの浮き、ひび割れ改修一式 中央区立産業会館における4階和室の漏水改修一式 中央区立産業会館における2、3階展示室の壁に複合ボード追加一式
5 工 期	令和2年3月25日まで
6 契 約 金 額	6,182,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和2年1月15日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区築地二丁目1番2号 秀和築地レジデンス208号室 株式会社新星建設 代表取締役 原田 満夫
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	上記業者は現在、中央区立産業会館及び中央区立東日本橋住宅大規模改修工事（建築工事）を施工中である。 同工事の積算は平成30年度に実施した外壁劣化診断の結果に基づくものであるが、再度の打診調査や現場確認の結果、設計時の想定を上回る外壁タイルの浮きやひび割れ、竣工図では判断できない断熱材の仕様違いが判明した。そのため、本件追加工事により改修を行うこととなった。 追加工事は現在施工中の大規模改修工事と関連性が高く、施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには上記業者が施工することが最も有効である。さらに、経費の削減(概ね61%)を図ることができるため、上記業者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号